

論文内容要旨

日本語の可能表現における意味拡張に関する認知言語学的研究

東北大学大学院国際文化研究科

国際文化研究専攻

李 善

指導教員 上原聡 教授

江藤裕之 教授

1. 研究の目的

可能表現は、「動作主体がある動作を行うことが主体内外の条件によって可能であること、不可能であることを表すのが一般的である。ところが、可能表現はある適切な文脈においては、他の表現と同様にさまざまな語用論的意味を表すことがある」（渋谷 1993 : 49）と説明される。

このように、もともと可能か不可能かを表す可能表現には、文字通りの意味が直接に相手に伝えられず、一次的な会話を通して二次的な会話が遂行され、間接的に他の意味が伝えられるという状況が考えられる。たとえば、例文(1)では、「駐車することはできません」は「不可能」というより、反復継続駐車禁止の「禁止」を表している。例文(2)では、「出られない？」には、相手が会議に出ることは可能であるかを尋ねるという意味だけでなく、もし可能であれば明日の会議に出てもらいたいという含意がある。

(1) 道路に長時間、反復継続して駐車することはできません¹。

(李 2017 : 135)

(2) 悪いけど、私のかわりにあした会議に出られない？

(渋谷 2005 : 42)

こうした現象は語用論の分野で間接発話行為として注目され、従来の研究では会話の含意などの観点から考察されてきた。一方、こういった間接発話行為現象に対して、認知意味論の観点からは、発話行為の一部に言及する現象であるとして、メトニミー現象の一つとして分析されている（山梨 1988、2004）。たとえば、英語の“Can you ...?”といった表現は、依頼行為を成立させる前提条件の一つである能力について尋ねることで、間接的に依頼を行っている。本研究では、可能表現における許可／禁止用法および依頼用法を分析し、それぞれの用法における認知プロセス、フェイス侵害の緩和の度合い、文法化の度合いについて考察する。

¹ 本稿では、下線はすべて筆者によるものである。

2. 研究方法

2.1 分析データ

本研究は、『容疑者 X の献身』、『悪意』、『回廊亭殺人事件』、『白鳥とコウモリ』という 4 冊の小説から可能表現が含まれる例文 1280 件を抽出し、研究データとして用いる。それに加え、図 1 のような日常生活で見られる可能表現が含まれる標識 59 件も分析の対象となる。



図 1

2.2 分析方法

認知言語学においては、話者の捉え方を重視する「捉え方の意味論」(本多 2005) が採用されている。また、アフォーダンス理論の観点からは、可能表現における行為の実現が客観的には常にアフォーダンスとエフェクティヴィティの両方に関係するといえる。本多

(2021) はその前提から出発し、社会心理学における「原因帰属」の概念と関連づけ、能力可能と状況可能の区別を、行為の成否の原因として話し手は行為者に注目するか行為者以外に注目するかと捉え直すことができると述べている。本研究もこれらの前提を共有している。また、間接発話行為における認知プロセスの解明には山梨 (2004) の方法を採用した。可能表現を用いた許可/禁止表現と依頼表現でのフェイス侵害の緩和効果の分析に関しては、Brown & Levinson (1987) の提案したポライトネス理論に従う。最後に、山梨 (2000) が提案した「参照点起動の推論モデル」に則って認知プロセスと社会的な認知能力を解釈した。

3. 研究の結果

3.1 本研究における可能の意味分類

本研究では、アフォーダンス理論における可能表現における行為の実現には常にアフォー

ダンスとエフェクティヴィティの両方が関わってくるという観点と、認知言語学における意味観を取り入れ、可能の意味の再分類とその定義を試みた。制約条件が主体に関係するかどうかによって、可能の意味を主体に関係する可能とアフォーダンス可能とに分ける。主体に関係する要因として、主体のエフェクティヴィティ（能力、性格など）と心理的要因（心理状態、意向・意思、判断・評価）が考えられる。このように可能の意味を分けているが、可能／不可能がその一つの要因のみに関係するという意味ではない。複数の要因が関わっているにもかかわらず、話し手が選択的にある要因に注目した捉え方をしている、または選択的に聞き手の注意をその要因に向けさせているという意味である。

そこで、話し手がいかに捉えているかに重点がおかれ、主体に関係する可能を、行為の実行／不実行は客観的にはさまざまな要因に関係するが、話し手が選択的に行為の主体（たとえば能力、性格、心理的な要因など）に注目した捉え方をしている、あるいは聞き手の注意を行為の主体に向けさせる表現」と定義する。アフォーダンス可能を、「行為の実行／不実行は客観的にはさまざまな要因に関係するが、話し手が選択的に主体以外の要因に注目した捉え方をしている、あるいは聞き手の注意を主体以外の要因に向けさせる表現」と定義する。

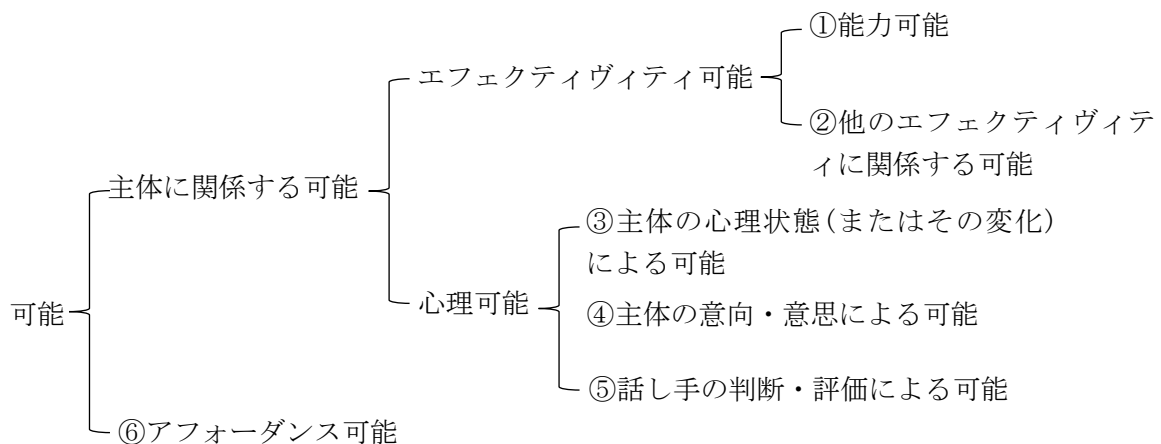


図2 本研究における可能の意味分類

また、これらの意味分類と加藤（2003）が提案した分類基準、「遂行への影響」と「遂行による影響」との関係性について検討した。その結果を表1にまとめる。表1からわかるように、図2における②主体の能力以外のエフェクティヴィティに関する可能と⑥アフォーダンス可能は「遂行への影響」に属する場合もあれば、「遂行による影響」に属する場合もある。

①能力可能と③主体の心理状態（またはその変化）による可能、⑤話し手の判断・評価による可能は「遂行への影響」に属するのに対し、④主体の意思・意向による可能は「遂行による影響」に属する。

表 1

	①	②	③	④	⑤	⑥
遂行への影響	○	△	○	×	○	△
遂行による影響	×	△	×	○	×	△

○：必ず属している ×：まったく属さない △：属している可能性がある

3.2 可能表現の許可／禁止用法

本研究では、可能表現の許可／禁止用法における(1)可能の意味、(2)聞き手（または読み手）の認知プロセス、(3)間主観性、(4)文法化の度合い、という四つの側面について検討を行った。

まず検討したのは可能表現の許可／禁止用法が担う可能の意味についてである。制約条件の観点からは前章で検討したアフォーダンス可能であり、その要因（他人の許可／禁止）が実質的に行為の遂行に影響を与えるか、行為を遂行した後のことが影響を与えるかという観点からは後者の「遂行による影響」となる。こうして、許可／禁止用法が担う可能の意味はアフォーダンス可能・「遂行による影響」であるという結論に至った。

次にそれを踏まえて聞き手（または読み手）の認知（推論）プロセスの解明を試みた。禁止用法では、行為の不適切さには、①禁止されるか否かに関係なく、その行為自体が不適切であり、それにより何らかの不利益をもたらす・危険な事態を引き起こすと思われる、②すでに禁止されている行為を行うことにより、何らかの不利益・好ましくない事態を出来させる、の二つのタイプが存在している。すなわち、「不可能」という前提条件を満たしてはじめて禁止するわけではない。「不可能」（つまり行為の不適切さ）は禁止という行為を成立させる必要条件ではないことが明らかになった。こうして、山梨（2004）で一般化されている、発話行為が成立するための必要条件の言語化を参照点として利用し、ターゲットの発話行為の解釈を得る、という「部分から全体へ」（山梨 2004：83）のメトニミー的認知プロセスが適用されないことが検証できた。

タイプ①の場合、行為の不適切さは原因、禁止はその不適切さによる結果であるのに対

し、タイプ②の場合、禁止は原因、不適切さは禁止による結果である。しかも、「禁止」という発話行為と「不可能」という結果の間に同時性が見出せる。つまり、ある行為が禁止されたと同時に、すでに禁止されている行為を行うこと自体が不適切となり、何らかの不利益・好ましくない結果をもたらすこととなる。

山梨（2004）と同じく発話行為を全体として捉え、行為の不適切さが原因であろうが結果であろうが、発話行為の一部であると考えられる。聞き手（または読み手）が字義通りの「不可能」（つまり行為の不適切さ）を手掛かりに、発話行為の全体である「禁止」を推論すると推察できる。

許可用法に対して、ある行為が誰か（または法律・規則・ルールなど）に許可されたと同時に、その行為を行なっても不適切な行為にはならず、他人に迷惑をかけたり行為者自身に不利益をもたらしたりしないということがいえる。つまり、「可能」という前提条件を満たしてはじめて許可するわけではない。そのため、山梨（2004）で一般化されている認知プロセスが同様に適用されないと考えられる。

ということは、許可／禁止用法では、同じ「部分から全体へ」のメトニミー的認知プロセスでありながら、山梨（2004）において一般化されている発話行為を成立させる前提条件から発話行為全体を推論するのではない。発話行為と同時に発生した結果、または発話行為の原因を参照点として利用し、ターゲットの発話行為全体の解釈を得るという認知プロセスである。

次は話し手（または書き手）の方に注目し、可能表現を使用して間接的に禁止／許可を伝達することにどういったメリットがあるかについて検討した。可能形式の許可表現および不可能形式の禁止表現は典型的に公共施設やサービスの場面などで利用者に対して使用することが多い。

許可はまだしも、禁止という行為は行為者のポジティブ・フェイスもネガティブ・フェイスも潰す行為であるため、それを回避する戦略が必要とされる。典型的な使用では「（～は／～では）できません／られません」という構文スキーマを抽出することができる。B&L（1987）が提案したNPS「慣習に基づき間接的であれ」、「FTAを一般的規則として述べよ」、「SとHを非人称化せよ：人称代名詞「私」「あなた」を避けよ」という戦略に従って、聞き手（もしくは読み手）のネガティブ・フェイスに対する配慮が見出せる。それに、間接的な言い方により、自分が権限を有している、自分が権力者であることなどを伝えるのを避けることができるため、話し手（または書き手）自身のポジティブ・フェイスを擁

護する効果につながる。

許可用法では、「ご利用できる」のような可能動詞の場合、B&L (1987) が提案した NPS 「慣習に基づき間接的であれ」と「FTA を一般的規則として述べよ」に従って、読み手のネガティブ・フェイスに対する配慮が見られる。「撮影可能」「撮影が可能です」のような場合には、それに加えて「S と H を非人称化せよ」と「名詞化せよ」というストラテジーに従って、よりポライトであると考えられる。

こうして、間接的な許可／禁止という発話行為において可能表現が参照点として選択されたのは相手のフェイスを脅かす度合いを軽減できることによると言えよう。

ところで実際の使用において「ご利用できる」「ご利用できません」のような敬語の誤用がしばしば見られる。それは既定の規則からは文法上の間違いでありながら、認知言語学における「用法基盤モデル」という言語観からは、反復して使用されるうちに徐々に多くの人がそれらの表現を正しい尊敬表現として納得し始めたものであり、そのことは理解できなくもない。

最後に許可／禁止用法の文法化の度合いおよび形態の一体性について考察した。禁止用法の文法化の度合いに関しては、李 (2017) の考察に対して疑問がある部分（意味の希薄化、丁寧体の取り替え）、および検討されなかった部分（語用論的強化）について検討した。許可用法に関しては、李 (2017) を参考にし、その文法化の度合いについて検討した。表 2 でその結果を示す。この結果から、いずれも文法化の度合いが低いことが明らかになった。

表 2 可能表現の許可／禁止用法の文法化の度合い

検討項目	禁止用法	許可用法
意味の希薄化	あまりない	あまりない
脱範疇化	一部あり	一部あり
語用論的強化	レベル(ii)	レベル(ii)
文脈の制限	あり	あり
時制の取り替え	不可	不可
丁寧体の取り替え	不可	不可

典型的な日常言語の意味の変化過程について、山梨 (2001 : 187) では図 3 で示している (2.4.2.2 節参照)。それは推論の手がかりとしての意味が背景化のプロセスを経て消失し、U

の発話から直接的に発話の解釈がなされることを示している。表2の結果を考えると、可能表現における許可／禁止用法はいずれも最初の段階にあると考えられる。

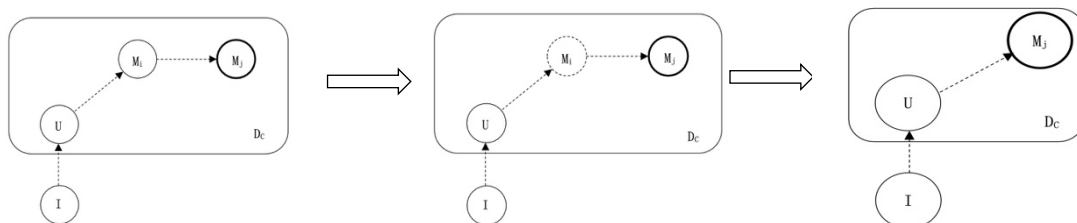


図3 意味の慣用化のプロセス

以上の聞き手（または読み手）の認知プロセス、話し手（または書き手）が意図するフェイス配慮の効果・意味の伝達、および文法化の度合いを「参照点起動の推論モデル」で示すと、図4のようになる。

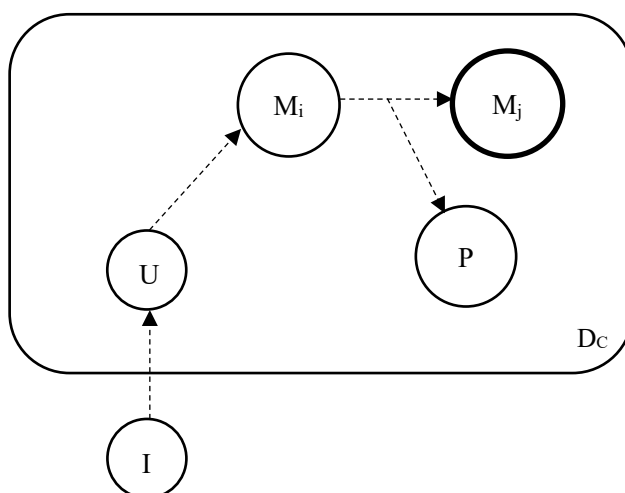


図4 「参照点起動の推論モデル」による可能表現における許可／禁止用法の解釈

I：解釈者

U：当該の発話

M_i：字義通りの意味（禁止の場合は不適切な行為の遂行により何らかの不利益をもたらすという意味の不可能、許可の場合は遂行しても不適切な行為にならず、不利益をもたらしたりすることはないという意味の可能）

M_j：話し手（または書き手）が意図する発話行為の解釈（許可／禁止）

D_cでマークされた領域：所定の文脈において問題の発話が潜在的に規定する解釈のターゲット

トの候補のドメイン、

P：ポライトネス（行為者のネガティブ・フェイスに対する配慮や話し手または書き手自身のポジティブ・フェイスに対する擁護）

点線の矢印：メンタル・パス

3.3 可能表現の依頼用法

では、可能の意味、ポライトネス、文法化の度合いという三つの側面から「できる」系依頼表現と「てもらえる」系依頼表現の検討を行った。その結果を表3に示す。

表3 「できる」系依頼表現と「てもらえる」系依頼表現の比較

	「できる」系依頼表現	「てもらえる」系依頼表現
形式が担う可能の意味	<ul style="list-style-type: none"> ・制約条件の観点：可能全般であるが、典型的には依頼相手以外の要因に注目する。 ・「遂行への影響」 	<ul style="list-style-type: none"> ・制約条件の観点：アフォーダンス可能 ・「遂行への影響」
話題の人物	依頼相手	依頼主
依頼相手のNFを脅かす危険性	あり	なし
発話の間接性	あり	あり
依頼相手のNFに対する配慮	あり	あり
依頼相手のPFを立てる効果	なし	あり
依頼主自身のPFを擁護する効果	なし	あり
使用場面	目上の人には使用不可	誰に対しても使用可能
文法化の度合い	低い	高い
定着度	低い	高い

表3における両者の違いを「参照点起動の推論モデル」で示すと、図5と図6のようになる。これら二つの図が示すように、この二種類の可能形式の依頼表現はいずれも字義通りの

意味 M_i (質問、評価など) を通じて依頼の意図 M_j を伝えるという点で共通している。その発話の間接性から依頼相手のネガティブ・フェイスに対する配慮 (図 5 における P、図 6 における P_1) が見られる。

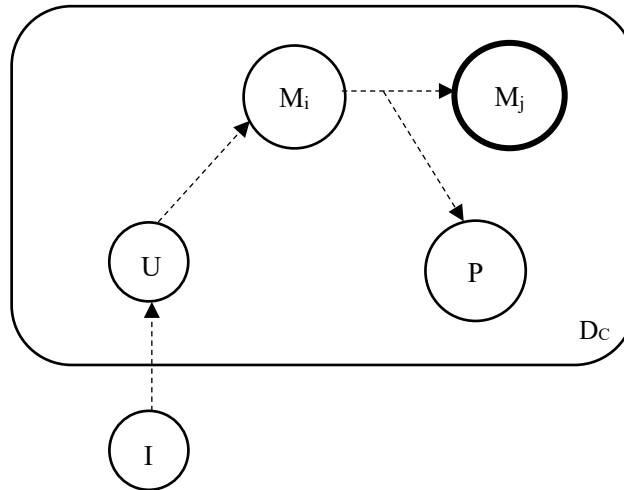


図 5 「参照点起動の推論モデル」による「できる系」依頼表現の解釈

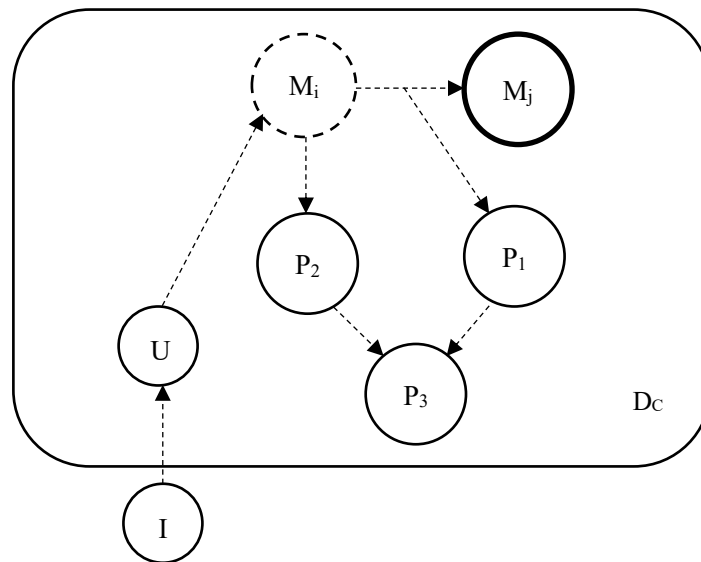


図 6 「参照点起動の推論モデル」による「もらえる系」依頼表現の解釈

次は二種類の依頼表現の違いについてである。「できる」系依頼表現では依頼相手のことを話題にし、「もらえる」系依頼表現では依頼主自身のことを話題にしている。つまり、図 5 では M_i の主語と M_j の動作主は同一の人物 (依頼相手) であるのに対し、図 6 では M_i の主語

(依頼主)と M_i の動作主 (依頼相手) は異なる人物である。 M_i では依頼相手のことを話題にしている「できる」系依頼表現の方が依頼相手のネガティブ・フェイスを脅かす。それに対し、 M_i では依頼主自身のことを話題にしている「もらえる」系表現はその危険性を回避することができる。

また、図 6 では「もらえる」系依頼表現は M_i を通して依頼相手の行為に対して肯定的評価を与えることから、依頼相手のポジティブ・フェイスを立てる効果 (P_2) がある (荻野 2012)。図 5 における M_i はそういった効果がないと考えられる。さらに、 P_1 と P_2 により依頼主自身のポジティブ・フェイスを擁護する効果 P_3 につながる。これも図 5 では見られないものである。

最後は M_i を囲むサークルの点線と実線の意味についてである。「もらえる」系依頼表現は文法化の度合いが高く、日本語の依頼表現として日本語において定着していると考えられる。すなわち、現段階では一定の推論を経て依頼の意味を得ることはない。字義通りの質問 (あなたの行為による恩恵を受けることができないか) の意味の背景化が読み取れる。山梨は点線のサークルでその問題の意味の背景化を示している。筆者も同じ意味で点線のサークルを使用する。それに対して、「できる」系依頼表現は文法化の度合いが低く、日本語においては依頼表現として定着しているとは言い難い。依頼の意味を表すには一定の推論を経る必要がある。すなわち、問題の意味の背景化が読み取れない。そのため、図 5 で実線のサークルで M_i を囲んでいる。

以上を踏まえ、日本語では「できる」系依頼表現が丁寧さに劣る原因を究明した。

金 (2022) は、依頼内容の実現には、聞き手側における「それが (潜在的に) 可能であること」(p.48) と「それを実現する意思」(p.48) という二つの条件が必要であると述べている。「できる」系依頼表現が丁寧さに劣るのは、前者しか尋ねておらず、後者は確認していないのに対して、「もらえる」系依頼表現は相手の行為による恩恵を受け取れるかどうかを尋ねている形をとっているため、両方を尋ねているとしている。しかし、心理可能の一種として「主体の意向・意思による可能／不可能」からも分かるように、行為の実行可能は主体の意向・意志にも支えられている。それが注目されない際に背景として可能の意味に含まれている。そのため、主体の意向・意志については尋ねていないのではなく、背景要素になっており前面化されていないわけである。

それでは、筆者の見解を述べる。まず、日本語は主観的な言語であり、日本語母語話者は状況の中で感じながら主観的に物事を把握していく傾向が強いと指摘されている。依頼表現

の場合もそうである。「もらえる」系依頼表現には、依頼主が自分自身を事態の中に身を置き、依頼相手の行為を自分にとっての恩恵として捉える主観的把握が反映されている。一方、「できる」系依頼表現には話し手の主観的な捉えが未介入である。つまり、依頼相手の行為が依頼主自身にとってどういった意味を持つかについては反映されていない。まるで依頼主自身が依頼という事態の中にいないかのように発話している。ゆえに、主観的に依頼への承諾を自分への恩恵として捉えることで、FTA を前提に積極的に依頼相手のポジティブ・フェイスを立てる「もらえる」系依頼表現は依頼行為によるフェイス侵害を緩和できる。それに比べ、「できる」系依頼表現にはそういった効果が認められない。

また、先に述べたように「できる」系依頼表現からも「もらえる」系依頼表現からも発話の間接性が読み取れるものの、「できる」系依頼表現の間接性で依頼という FTA によるフェイス侵害を緩和できるかという疑問がある。B&L (1987) が提案した NPS「慣習に基づき間接的であれ」における「慣習に基づき」という言葉に注目されたい。先に分析したように、「できる」系依頼表現は文法化の度合いが低く、いまだに日本語では依頼表現として定着していない。そのため、「できる」系依頼表現は間接的であるとはいえるが、慣習的であるとは言えない。その間接性から依頼相手のネガティブ・フェイスに対する配慮は見られるものの、依頼という FTA によるフェイス侵害に対する緩和の効果はほとんどないであろう。それよりも、依頼相手の縄張り情報について尋ねるといふ相手の領域に入る行為により、依頼相手のネガティブ・フェイスが脅かされる。それに対し、依頼主自身のことを話題にしている「もらえる」系依頼表現は依頼行為によるフェイス侵害を緩和できる。

以上、日本語においては、「できる」系依頼表現に比べて「もらえる」系依頼表現の方がより依頼によるフェイス侵害を緩和できることが窺える。そのため、「もらえる」系依頼表現は目上の者や友達など、誰に対しても用いられる。一方で、「できる」系依頼表現は限られた場面で使用される。友達や親しい関係の同僚などには「田中さんにメールできる？」と頼むのは問題がないのに対して、上司や先生のような目上の人に「田中先生にメールできますか／できないでしょうか」と頼むと失礼だと思われる危険性が高い。

本研究では、「できる」系依頼表現は「もらえる」系依頼表現に比べて丁寧さに劣るのは依頼によるフェイス侵害を正しく緩和できないからであると主張したい。

3.4 まとめ

日本語では、可能の意味分類は制約要因だけでなく、言語主体の捉え方にも影響される。

行為の実行／実現が可能かどうか複数の要因に関係する場合の、可能の意味分類は言語主体がどの要因に注目しているかが重要になってくる。このように考え直して図 22 のような分類も可能であろう。

実際の使用で字義通りの可能／不可能だけではなく、許可／禁止（不許可）や依頼の用法に使用される場合がある。可能／不可能という意味が許可／禁止および依頼の発話行為全体の一部であり、認知主体がその一部を手がかりに発話行為全体の解釈を得る。現段階では最終的な意味解釈を得るには一定の推論を抜きにしてはできない。さらに、どの場面においても可能表現に付随している用法にはなっておらず、限られた場面での解釈が行われているにすぎない。故に、許可／禁止（不許可）用法であろうが依頼用法であろうが、いずれも文法化の度合いが低いと言えよう。

また、可能表現を用いることで禁止行為によるフェイス侵害は緩和できるのに対し、依頼行為によるフェイス侵害は正しく緩和できないとわかった。そのため、「できる」系依頼表現は「もらえる」系依頼表現に比べて丁寧さの点で劣るといえる。それは日本語では「できる」系依頼表現は「もらえる」系依頼表現ほど広い場面で使用されていない原因の一つであろう。

4. 研究の限界および今後の課題

本研究は実際の使用における可能表現の意味・用法をめぐって考察したものであるが、いくつか限界がある。

一点目は、理論的限界である。本研究で使用した「参照点起動の推論モデル」は発話解釈過程をうまく捉えたものであるといえる。しかしながら、発話に対する認知主体の推論プロセスの提示の点で不足している。また、さまざまなタイプの発話における認知主体の推論過程を動機づける根本的な原理の言及も欠けている。きちんと発話解釈過程および認知主体の推論プロセスと社会認知能力を融合できる発話理解のモデルで、可能表現を用いた許可／禁止と依頼発話の解釈が今後の課題として残されている。

二点目は、方法論的限界である。本研究は理論的に「できる」系依頼表現が丁寧さに劣る原因の分析を試みたが、それほど丁寧さを必要としない場合（たとえば友達との会話で）、つまりいずれも使用可能の場合日本語母語話者がいずれの使用を好むかに関しては言及しなかった。依頼表現の選択嗜好性を明らかにするためには稿を改めて日本語母語話者へのアンケート調査でこの点について考察を行っていく必要がある。

三点目は、本研究では日本語の可能表現における意味拡張のメカニズムについて取り上げることができなかつた点である。今後はこの点にも研究を拡大し、さらなる考察を重ねることが課題となろう。

参考文献（一部）

- 加藤重広（2003）「語用論的に見た「可能」の意味」『人文学部紀要』38, 87-98
- 金玉英（2022）「可能形式を用いた日本語の依頼表現」『ことば』43, 39-56
- 渋谷勝己（1993）「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33（1）, i-262
- 渋谷勝己（2005）「日本語可能形式にみる文法化の諸相」『日本語の研究』1（3）, 32-46
- 本多啓（2005）『アフォーダンスの認知意味論-生態心理学から見た文法現象』東京大学出版会
- 本多啓（2021）「可能表現と原因帰属」『神戸外大叢』73(2), 93-155
- 山梨正明（1988）『比喩と理解』東京大学出版会
- 山梨正明（2000）『認知言語学原理』くろしお出版
- 山梨正明（2001）「認知語用論」小泉保編『入門語用論研究-理論と応用-』研究社, 179-194
- 山梨正明（2004）『言葉の認知空間』開拓社
- 李楠（2017）『日本語禁止表現の性質と類義関係についての研究』東北大学博士学位論文
- Brown, P. & Levinson, S. (1987). *Politeness: Some Universals in Language Usage*. New York: Cambridge University Press. 田中典子監訳, 斎藤早智子・津留崎毅・鶴田庸子・日野壽憲・山下早代子訳『ポライトネス 言語使用における、ある普遍現象』（2011）研究社

論文審査の結果の要旨

学位の種類	博士（国際文化）	氏名	李善
学位論文の 題名	日本語の可能表現における意味拡張に関する認知言語学的研究		
論文審査担当者氏名 (主査)	上原 聡, 江藤 裕之, 中本 武志, 副島 健作		
論文審査の結果の要旨（1,000字内外）			
<p>可能表現とは動作主体が行うある動作が主体内外の条件によって可能か不可能かを表す表現であるが、それが実際の言語使用においては文脈に応じて依頼・許可・禁止など様々な語用論的意味を持ち得る。本研究は、日本語の可能表現における語用論的意味の理解や意味拡張のメカニズムを、収集した豊富な実例の詳細な分析をもとに認知意味論・ポライトネス理論の観点から解明し検証することを目的としている。</p> <p>日本語の可能表現についての先行研究は少なくないが、その殆どが前提となる「可能」の意味分類において可能意味の要因がそれぞれ単一のものに帰因するとされていた。それに対して本研究は、「可能」の意味には行為主体やそれ以外に関する様々な要因が同時に関係するとするアフォーダンス理論の観点と、認知言語学における「捉えの意味論」、すなわち客観的には同じ事象に対しても複数の捉え方が可能で言語の意味とは認知主体によるその捉えの選択の結果であるとする考え方を導入し、可能表現の多様な意味用法の包括的な再分類を行った。そのために本研究の文脈を伴った分析資料として、小説資料から抽出した可能表現を含む例文、また公共施設などの標識や看板で可能表現が含まれるものの画像収集を行い、それぞれの表現が「可能」のどの意味から如何なる解釈に至るのかについてそれぞれの文脈状況を厳密に調査・分析し議論を進めている。</p> <p>本研究の成果のうち、論文の新規性としては以下の3点が挙げられる。1) 従来の研究とは異なり、「可能」に関わる要因の多重性を考慮に入れた意味の再分類により、従来の分類では解釈困難な用法の分析や、また可能表現を用いた日本語に特有の表現を含む複数の依頼表現間の丁寧度の差異がなぜ生じるかの説明も行い得ている。2) これまでの、可能表現を用いた依頼をもとに解明されてきた間接発話行為における「部分から全体へ」のメトニミー的認知プロセスの理論を、許可・禁止を含む間接発話行為に一般化し、そのプロセスの細分化を行った。可能表現を用いた間接発話行為における、受け手が意図された発話行為の解釈を得るメカニズムの全体を解明したと言える。3) 「許可・禁止」と「依頼」の用法では文法化の度合に差があることを検証し、それが使用場面に求められる改まり度の差という使用基盤の観点からの要因に起因することを示した。</p> <p>本研究で、同様の語用論的機能を持つ複数の表現が可能な場合の表現選択の要因の解明や、より汎言語的な分析への応用など今後の課題として残る点もなしとしない。しかし、収集した大量のデータの綿密な使用文脈状況の分析に基づき、日本語の可能表現の意味拡張に関する様々な現象に関して包括的に記述・説明し得た点、またその成果は日</p>			

別記様式 博在－Ⅶ－２－②－B

本語学にとどまらず上述のように認知言語学他への理論的貢献となっている点、審査会では、これらの点が高く評価され、本論文は執筆者が自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と学識を有することを示すものと認定された。よって、本論文は、博士（国際文化）の学位論文として合格と認める。